

2023年 4月 15日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地
群馬県前橋市茂木町 270 番地 71

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ソシリッサ

代表者氏 萩原 涼平 印

電話番号 027-226-5013

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 この提出書には、上記の提出書類各2部（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各1部）を添付すること。

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

令和4年度事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

特定非営利活動法人ソソリッサ

1. 事業実施の成果

今年度は、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、下記の事業を実施しました。

(ア) 高齢者向け見守り・コーディネートサービス Tayory (タヨリー)

- ① 目的：生きがいや想いを叶えるため、既存の制度では出来ないサポートを通して高齢者の孤立・孤独を解消すること。
- ② 内容：“まごマネージャー”と称する独自研修の受講を修了した医療福祉専門職が個別訪問し対面。「UCLA 孤独感尺度」や「独自の評価指標」を用いて、高齢者の孤独・孤立の概念を定量的に表示することで実態を把握し、「気づき」（認知症の早期発見や日常生活の変化など）をレポート化。また、生きがいや想いを叶えるための「自分史作成サポート」や、「スマホ操作習得」、社会に接点を見つける「役割・居場所のマッチング事業」を行う。
- ③ 成果：年間200回以上の訪問を実施。アンケートやヒアリング調査では高評価を得ることができた。また、利用者を地域サロンや趣味サークルに紹介し、地域との接点づくりも実施することができた。今年度の利用理由と利用後の変化は次の通り。

《利用理由》

- ・カラオケが趣味だったがコロナで外出不可となり閉じこもりがちになった。
- ・運動不足を自覚もコロナの不安もあり、特に運動に取り組んでいなかった。
- ・スマホの使い方を聞きたいが気軽に聞ける相手がいなかった。

《利用後の変化》

- ・地域のカラオケサークルに参加するようになり、他の参加者の歌を採点した記録をまとめてお渡ししているとのことで、毎回楽しみにされている。
- ・まごマネージャーから教わった体操をする、まごマネージャーと近隣の公園を散歩するなど運動機会が増え、コロナ化でのフレイルを予防した。
- ・近隣店舗のポイントアプリを使えるようになった。迷惑メールの見分け等スマホの不安を解消できた
- ・健康診断の結果や食生活など健康相談を気軽にできるようになった。
- ・趣味の相撲観戦やニュースなどの雑談をする相手が出た。

(イ) 地域健康サロン事業

- ① 目的：長期コロナの社会的孤立によって生じたコロナフレイルの予防・改善で認知機能低下を防ぐことを目的。また、「支援する・される」を分けない優しいコミュニティの創設と高齢者の自立を目的としている。
- ② 内容：医療福祉専門職の法人スタッフによる健康講座、ヨガ講座、整体講座、栄養講座などを実施することで、長期コロナの社会的孤立によって生じたコロナフレイルの予防・改善で認知機能低下を防ぐことを目的に実施。また、参加者側のアクティブシニアがピアノサークル、ヨガ愛好会、音楽フェスなどのリーダーになることで、「支

援する・される」を分けない優しいコミュニティの創設と高齢者の自立を目的としている。

- ③ 成果：高齢者向けにスマホ教室、健康教室、ヨガ教室、栄養講座、骨盤講座、運動講座など多種多様な地域サロンを50回以上開催し、述べ1000名以上の方に実施。住民に周知され参加者数も増え、参加者全体のアンケートの満足度、リピート率も95%以上を超え、参加者の90%以上に「人との繋がりを感じて嬉しかった」との回答入手。本年度の健康サロンの例は次の通り。

(一例)

- ・マルエドトラックとまきばプロジェクトのコラボイベント「サステナブルデイ」にてコロナフレイル・転倒予防サロンを実施。
- ・株式会社JINSとの共催でJINSPARKを会場としたシニアを担い手とした見守り事業、シニア向けヨガサロンを実施。
- ・しきしま老人保健福祉センターにて健康サロン実施。(シニア向けチェアヨガ講座2回、スマホ講座1回)
- ・渋川市社会福祉議会とシニア向けチェアヨガサロンを実施。(2回)
- ・伊勢崎市社会福祉協議会、ルナ調剤と全8回の地域健康サロンを実施。(スマホ講座、認知症予防講座、薬についての講座、オンライン調剤アプリについて)
- ・前橋市はつらつカフェ制度を利用し、前橋市内3か所(総社地区、岩神・敷島地区、大利根町)で計16回の地域サロンを実施。
- ・総社地区新田自治会と連携して、新田公民館でスマホ教室の実施。

新たな取組として、高齢化率高く、地域活動に参加しない引きこもりがちな高齢者も多い前橋市東地域の「大利根町団地」で、居場所での支援機能の実験兼ねた事業も実施。多くの支援対象者を一か所に集めることでの当団体の主力活動である支援機能を効率的に効果発現させるためのモデル事業。

(ウ) 社会的孤立に関する講演事業

- ① 目的：社会課題について啓蒙活動を行い、孤立防止を図るとともに、社会資源のネットワーク化を目的とするもの。
- ② 内容：孤立防止を目的として、地域関連団体に講演と呼びかけを行う。
- ・群馬ヤクルト販売株式会社と協働しヤクルトレディ向けの認知症サポーター養成・孤立予防研修を15拠点実施。
 - ・NETSUGEN innovation ピッチにて講演。
 - ・高崎健康福祉大学の授業にて福祉学部学生に向けて講演。
 - ・高崎健康福祉大学教授主催の多職種連携グループにて講演。
 - ・株式会社ケアコム管理者向け研修にて講演。
 - ・株式会社STYZ主催オンラインイベントデザインは「超高齢者社会をどこまで”解決”するのか」にて講演。
 - ・伊勢崎市高齢者相談センター東主催多職種協学事例検討会「あずまミーティング」にて講演。
 - ・大分県医療ソーシャルワーカー協会主催医療ソーシャルワーカー向け研修にて講演。
 - ・東地区ケアマネージャー情報交換会にて講演。
- ③ 成果：社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに講演と呼びかけを行った。社会資源(保険制度、制度外、NPO、趣味サークルなど)のネットワーク化を行った。ブログやSNSを使った情報発信も実施。

(エ) 企業向け協働・研修事業

- ① 目的：企業との共同事業により、コミュニティ開発や、地域サロンの共同実施、訪問事業やサロンに大切なエッセンスなどを学ぶことのできる人材の育成研修などを実施する。
- ② 内容：
 - ・NETSUGEN innovation ピッチにて講演。
 - ・株式会社 JINS との共催で JINSPARK を会場とし、シニアを担い手とした夏祭りイベントを実施。
 - ・群馬ヤクルト販売株式会社と協働しヤクルトレディ向けの認知症サポーター養成・孤立予防研修を 15 拠点実施。
 - ・株式会社ケアコム管理者向け研修にて講演。
 - ・NETSUGEN セミナー事業（パートナー向けセミナー）にて講演。
 - ・群馬県スタートアップアクセラレーションプログラム RAITO 令和 4 年度成果発表会にて講演。
- ③ 成果：地元企業と Tayory 会員数の獲得に向け協働を開始した。また、サポート企業（支援金）を増やしていくための方策を考えた。

(オ) その他

広報活動も、社会的孤立に関するメディア掲載や TV2 社、新聞社 1 社その他 WEB メディア 10 社に取材をいただきました。県内の関係機関との連携や、当法人の認知度も少しずつ向上していくことで、社会的孤立に関する問い合わせや、相談件数なども増えた。

新たな取り組みとして、「社会的インパクト・マネジメントの実践」を始めました。ファンレイジング活動は、まずは、寄付に係る勉強会を皮切りに、助成金申請作業を行った。

今後は、まごマネージャーの育成に力を入れていき、モデルが広がるよう努力していく。

2. 事業の実施に関する事項

(ア) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
Tayory 事業	独自研修受講修了者の医療福祉専門職が高齢者宅を訪問、孤独・独立概念を定量化し未然に防ぐとともに社会に接点を見つける事業	随時	対象者自宅	5人	200人
地域サロン事業	「集団の居場所づくり」を目的とした拡大事業。「健康サロン」など社会的孤立の予防と改善を目的とした事業	随時	各拠点	20人	1000人
社会的孤立に関する講演事業	高齢者の孤立・孤独に関する情報発信、予防の啓蒙活動、家族支援	随時	会場、ウェブ	3人	1000人
企業向け協働・研修事業	企業との共同事業により、コミュニティ開発や、地域サロンの共同実施、訪問事業やサロンに大切なエッセンスなどを学ぶことのできる人材の育成研修などを実施する。	随時	会場	10人	800人
その他（広報活動・社会的インパクト・マネジメント、ファンドレイジング）	メディア等（NHK おはよう日本）により認知度向上、広報資産の整理を実施し、体制を確立。個人や法人として寄付などの支援者や企業、高齢者の社会課題に問題意識を持つ行政に取組内容を理解させ、支援の輪を広げ、ファンドレイズにもつなげる。	随時	ウェブ	5人	10,000人

3. 会議の開催に関する事項

(ア) 総会

- ① 日時・場所 2022年4月3日（日）15時から マーキュリーホテル(群馬県前橋市大友町3丁目24-1)
議題 事業報告及び令和4年度の事業実施計画について等
- ② 日時・場所 2022年9月15日（木）15時から マーキュリーホテル(群馬県前橋市大友町3丁目24-1)
議題 定款変更について

(イ) 理事会

- ① 第一回理事会
日時・場所 2022年4月10日（日）15時から マーキュリーホテル(群馬県前橋市大友町3丁目24-1)
議題 今年度の事業実施に関する計画の共有
- ② 第二回理事会
日時・場所 2022年8月6日（土）15時から マーキュリーホテル(群馬県前橋市大

友町3丁目24-1)

議題 Tayory と地域サロンの事業の進捗共有・今後の方針決定

③ 第三回理事会

日時・場所 2023年3月12日(日) 15時からソンリッサ大利根拠点(前橋市大利根町1丁目30番地8 斎藤貸住宅西南2番)

議題 役員再任・追加について

以上

(法第28条第1項関係様式例)

年間役員名簿

(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無)

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ソンリッサ

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	萩原 涼平	群馬県前橋市茂木町270番地71	2021年4月1日 ～ 2023年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	田中 宏明	群馬県前橋市三河町2丁目2番地14 サンシャイン三河	2021年4月1日 ～ 2023年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	河原 慎一郎	群馬県前橋市富士見町小暮1589番地29	2022年4月1日 ～ 2023年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	天田 亮介	群馬県前橋市朝倉町四丁目20番地27	2021年4月1日 ～ 2023年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
			年月日 ～ 年月日	年 月 日 ～ 年 月 日

(備考)

- 「役職名」「氏名」欄には、_____の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。
- 「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。
- 「就任期間」欄には、_____の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。
- 「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

(法第28条第1項関係様式例)

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

2023年 3月 31日現在

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人ソンリッサ

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	萩原 涼平	群馬県前橋市茂木町270番地71
2	天田 亮介	群馬県前橋市朝倉町四丁目20番地27
3	矢島 亮一	群馬県高崎市中尾町991番地
4	田中宏明	群馬県前橋市三河町2丁目2番地14 サンシャイン三河
5	浅井 広大	群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡20番地
6	小高 広大	群馬県高崎市日高町1330番地5
7	中里 哲也	埼玉県桶川市神明1-2-19
8	田村 雅美	群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺873番地8
9	小野田 明俊	大阪府吹田市千里山高塚6番18-303号
10	萩生田 愛実	群馬県藤岡市藤岡1920番地1 フォーブルニュー201

(備考)

- 1 時点は前事業年度の最終日を記載する。
- 2 「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
- 3 名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。